

顧問の選任（案）について

顧問の選任（案）について、下記のとおり理事会の承認を求めます。

記

| No. | 役職 | 氏名 | 学生氏名・所属学科 大学役職 | 備考 |
|-----|----|-------|-------------------|-------------|
| 1 | 顧問 | 砂川 昌範 | 名桜大学学長 | 任期は前任者の残任期間 |

【参考】名桜大学後援会会則（抄）

（役員任期）

第7条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

2 補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

（役員選出）

第8条 会長は、総会において会員の中から選任する。

2 副会長及び理事は正会員の中から会長が委嘱する。

3 顧問は、総会の議を経て会長が委嘱する。

4 監事及び事務局長は、会長が委嘱する。